

広島県告示第六百五十三号

平成十七年広島県告示第千二百九十八号（建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年一月一日から施行する。

平成二十年七月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

二中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。